

## リそな企業年金研究所

# リそな年金トピックス

(旧名称「リそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成23年10月26日

### 年金確保支援法および関連政省令の公布ならびに関連通知の発出について（その2）

平成23年8月11日付のりそな年金FAX情報「年金確保支援法および関連政省令の公布ならびに関連通知の発出について」の内容に関して、信託協会を通じ行政に照会を行ったところ、以下の事項が判明いたしましたので、ご案内させていただきます。

#### 1. 設立事業所の減少に係る掛金一括徴収に関する規約変更手続きについて

##### (1) 厚生年金基金

- ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合」は、事業所減少に係る掛金の徴収が「必須」となりますので、これに対応する規約となっていない場合には規約変更が必要です。この規約変更は、平成23年8月10日に遡って適用する必要があるため、代議員会の議決が必要です。なお、既にこれに対応する規約となっている場合は、規約変更は不要です。
- ・その他、規約に定めることにより、「設立事業所に使用される当該基金の加入員の数が減少した場合」に、事業所減少に係る掛金の徴収をすることができますが、上記と異なり、遡及適用は認められません。
- ・規約変更の申請書に添付する必要書類は、以下のとおりです。なお、数理関係書類の添付は不要です。
  - 1 規約の一部を変更する規約
  - 2 規約変更理由書
  - 3 新旧規約対照表
  - 4 代議員会会議録の謄本又は抄本
- ・今回の規約変更手続きについて、弊社に総幹事業務をご用命いただいているお客様には、規約変更例を記載した詳細な資料を近日中にご案内させていただく予定です。

##### (2) 確定給付企業年金（基金型）

- ・事業主が複数である場合は、規約変更を行う必要があります。
- ・実施事業所の減少に伴って、他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合に減少事業所の事業主が一括拠出を行うことについては、今回の法改正前から規約に定めることとなっております。今回の法改正に伴い、以下の①の場合にも一括拠出を行うことを規約に定める必要があります。その他、②の場合も一括拠出を行うことができますが法令上の必須事項ではありません。
  - ①分割または事業譲渡による事業の全部または一部の承継により他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合
  - ②上記①以外であっても、確定給付企業年金の加入者数が減少することにより他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合として、規約に定めた場合
- ・上記①の規約変更は、平成23年8月10日に遡って適用する必要があります。上記②を規約に定める場合の遡及適用は認められません。
- ・規約変更の申請書に添付する必要書類は、以下のとおりであり、代議員会の議決が必

要です。なお、数理関係書類の添付は不要です。

- 1 規約の一部を変更する規約
- 2 規約変更理由書
- 3 新旧対照条文
- 4 代議員会会議録の謄本又は抄本

- ・今回の規約変更手続きについて、弊社に総幹事業務をご用命いただいているお客様には、規約変更例を記載した詳細な資料を近日中にご案内させていただく予定です。

### (3) 確定給付企業年金（規約型）

- ・複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合は、規約変更を行う必要があります。
- ・実施事業所の減少に伴って、他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合に減少事業所の事業主が一括拠出を行うことについては、今回の法改正前から規約に定めることとなっております。今回の法改正に伴い、以下の①の場合にも一括拠出を行うことを規約に定める必要があります。その他、②の場合も一括拠出を行うことができますが法令上の必須事項ではありません。

①分割または事業譲渡による事業の全部または一部の承継により他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合

②上記①以外であっても、確定給付企業年金の加入者数が減少することにより他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合として、規約に定めた場合

- ・上記①の規約変更は、平成 23 年 8 月 10 日に遡って適用する必要があります。上記②を規約に定める場合の遡及適用は認められません。
- ・規約変更の申請書に添付する必要書類は、以下のとおりです。規約変更することについて労使合意が必要ですが、労使合意に至るまでの経緯を添付することは不要です。また、数理関係書類の添付は不要です。

- 1 規約の一部を変更する規約
- 2 規約変更理由書
- 3 新旧対照条文
- 4 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
- 5 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書

- ・今回の規約変更手続きについて、弊社に総幹事業務をご用命いただいているお客様には、規約変更例を記載した詳細な資料を近日中にご案内させていただく予定です。

## 2. 情報収集等業務の委託に関する規約変更手続きについて

加入者、加入員に関する情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会へ委託することができることとなりましたが、委託をする場合、規約変更をすることが必要です。

## 3. その他

具体的な規約内容、規約変更のお手続きにつきましては、弊社の営業担当者までお問い合わせください。

以上